

行政政策

概況

—東日本大震災関連—

1. 地震発生直後から、被災地や全国からの多くの自治体職員の方々が日夜を分かたず活動を続けた、その使命感と努力に敬意を表したい。
地震・津波等で、自治体の建物自体が崩壊し、機能停止や基本的な資料の損失などを始め、被災住民対応、今後の復旧・復興対策など課題は山積している。
また、被害が広域に及んでいることから単独の自治体での対応は為しえない。国や県その役割を担い、今後の政策の柱に「地域の行政機能の回復と連携強化」をおくべきである。
2. 震災への支援として、県を始め各自治体を中心となり、被災地への医療やボランティア派遣や県民・市民と連携した物資支援等を行っている。
3. 今後は、引き続き被災地・被災者への必要な支援とともに、神奈川県内においても行政サービスのあり方等について柔軟な対応が求められている。

—全体／連合—

1. 現在、グローバル化・少子高齢社会の到来・格差拡大等、経済・社会が大きく変化しており、社会の様々なニーズに対応可能な行政サービスが求められている。よって、政府は国民の安心・安全のためのセーフティネットと公共サービスの質・水準の確保を前提に、行政改革を積極的に推進する必要がある。
2. 民主党政権は、国家戦略室、行政刷新会議、地域主権戦略会議を設け、行政の抜本改革取り組んでいるが、まだ緒についたばかりといえる。
行政刷新会議のもとで行われた国の一般会計、特別会計、独立行政法人・政府系公益法人等の事業仕分けは、税金がどのように使われているのか具体的にわかりやすく問題提起することで、自民政権時代の負の遺産を明らかにし、予算について国民の関心を高めるきっかけとなった。しかし、評価結果の取り扱い等の曖昧さなどで、個別予算の削減に終始した感もある。
3. 公務員制度改革については、現在、政府で国家公務員制度改革基本法に基づき、公務員の労働基本権について「自律的労使関係制度を措置する」ための関連法案の準備を行っている。今回の改革によって、国民の信頼に応える透明で公正な公務員制度を確立すべきと考える。
4. 市場化テストや独立行政法人の見直しにあたってはサービスの質や雇用労働条件の確保、事務・業務のスリム化・効率化が求められている。
規制改革にあたっては、行き過ぎた規制緩和とならないよう、雇用のセーフティネット、国民の安心・安全を保障する必要がある。

—神奈川県／連合神奈川—

1. 2011年4月に実施された第17回統一自治体選挙における神奈川県知事選挙で、新たに黒岩祐治知事が誕生した。黒岩知事は「いのち輝くマグネット神奈川」を掲げ、東日本大震災後の日本の復旧・復興にあたり「世界があっと驚くような奇跡の復活をはたしたい。そのための日本復活のモデルを神奈川で示したい」と所信表明を行った。
2. 同じく第17回統一自治体選挙の結果、県議会では民主党が-2、自民党が+6、みんなの党+13となったが、連合神奈川は、政策制度要求の取り組みなどで、これまで求めてきた

「地方主権」を実現する取り組みを引き続き行っていく。

3. 連合神奈川は、地方自治体における民間事業者への公共工事や委託事業等の契約・発注を問い直し、その労働者の賃金・労働条件の改善をはかることにより公共サービスの質の確保や、地域の賃金水準の引き上げ、地域経済の活性化等を目的に、「公契約条例」の制定の取り組みを進めてきた。

川崎市は、2010年12月に「川崎市契約条例」を改正し、2011年度から施行された。川崎市は、条例の第8条に作業報酬下限額を設け、これは公契約条例の趣旨と同一であり、この制定は全国的にも注目され、各自治体に大きな影響を与えている。

また、相模原市も、PTを立ち上げ検討を進めている。

厚木市も、現市長が選挙戦で、公契約条例の制定を公約している。

他の自治体も、川崎市の今後の展開を注視しており、より多くの自治体で公契約条例が制定されるよう、連合神奈川も取り組みを強化していくこととしている。

要求と提言の骨子

1. 行政改革にあたっては、公正・透明・県民（市民）参加を基本とした簡素で効率的な行政システムを構築すること。
2. 地方分権を推進し、地方主権を確立するため国に対して税源移譲を強力に求めること。
3. 県民（市民）の信頼の上に立った簡素で簡便な行政サービスを行うこと。
4. 公務員の労働基本権を確立し、公正・中立・透明かつ民主的な公務員制度に改革を図ること。
5. 政治への市民参加を促進すること。
6. 議会の運営等にあたっては、県民（市民）に親しみやすくわかりやすい議会とし、地方分権に即し充実を図ること。

1. 公正・透明・県民（市民）参加を基本とする行政改革

【要求と提言】

（行政改革）

1. 行政改革にあたっては、県民ニーズの多様化と地域性・住民サービス需要の変化に対応した行政システムとするため、次のことに配慮すること。
 - (1) 簡素で効率的な行政システムづくりを推進すると共に、住民の利便性（IT化や窓口サービスの充実）や透明度を高めた情報提供により住民サービスの向上に努めること。
 - (2) 審議会・協議会等については、設置のあり方について全面的な見直しを行い、必要最小限にとどめること。また、審議会委員の選任に当たっては、公募による委員の選任や勤労者・生活代表者の委員を選任すること。
 - (3) 審議会の議事録については、速報版（将来的に修正も可）の発表など、県民・市民が早期に内容を把握できるよう工夫すること。
 - (4) 内部での不適切な経理問題を生じさせないよう、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化、を強力に推進すること。
 - (5) 行政改革を進めるに当たり、「神奈川県力（ブランドとしての神奈川県）」を有効

に活用するため、各セクションで推進しようとしている施策への民間セクターの協力度合いを横断的に評価出来る仕組みを検討すること。

(財政改革)

2. 財政改革を推進する立場から次の措置を行うこと。

(1) 自治体予算の編成にあたっては、事業別予算方式を徹底し、必要な分野への重点配分や必要度の薄らいだ事業の削減について徹底すること。

特に、廃止した事業がわかりにくくなっているため、新規事業との対比で示すよう工夫すること。

(2) 財政計画については、住民によりわかりやすく広報すること。また、地方債の発行抑制については引き続き進めること。

3. 公正・透明な行政運営を確保すること。

(1) 各種の行政手続きに関して、利用者・市民の立場に立った手続きの簡素化を図り、許認可期間の短縮に努めるなど、制度の見直しなどを積極的に進めること。

(2) 事業の企画にあたって、市民参加委員会の設置など市民意見聴取の場などを設置し、市民参加が拡大できる手法を進めること。特に、企画段階で、どの時点でパブリックコメントを実施するかなど事前に進行計画を明示すること。

(その他)

4. 「公共的施設における受動喫煙防止条例」が有効に活かされるよう次の措置を行うこと。

(1) 受動喫煙による健康への悪影響を防止するためにも、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。

(2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、分かりやすく実施すること。

(3) 現在除外されている事業所内受動喫煙の対策を検討すること。

5. 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。

(1) 現在条例化を検討している自治体については、その成立に向けたプログラムを明らかにすること。

(2) 公契約条例が制定された自治体については、条例の主旨に沿い、適正に契約を履行すること。

2. 地方分権の推進、地方主権の確立

【要求と提言】

1. 地方分権の一層の推進にあたっては、地方主権を基本とする高度な福祉型分権社会をめざし、社会システムを確立するため、以下の事項について留意すること。

(1) 国の直轄事業については、第2次分権推進委員会で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業」に国の役割を限定し、それ以外は、県または市町村が実施・管理するようシステム作りを行うこと。

(2) 県から市町村への権限移譲を引き続き進めること。財政措置については市町村の実情を踏まえた措置を図ること。

(3) 市町村合併にあたっては、自己決定・自己責任の原則を徹底し、自主的な住民合意に基づいたものとなるよう進めること。

3. 県民（市民）が信頼する税制改革

【要求と提言】

1. 国税と地方税の体系・配分の見直しを行うよう国に積極的に働きかけ、自治体の自主財源の拡大、課税自主権の確立を通して、自治体の財政基盤の強化を図ること。
そのため、次の措置をとるよう国に強く要請すること。
 - (1) 補助金や地方交付税の改革、国と地方の役割分担を明確にして、国税と地方税のとの配分の見直し・財源移譲を一体的に行うよう国に働きかけること。
 - (2) 地方交付税については、的確な財政需要を反映した簡素・透明な算定となるよう基準指標の見直しを図ると共に、市町村の意見が反映できる仕組みとすること。
 - (3) 国庫補助金については、真に必要なものに限定するなど抜本的な整理統合を進め、一般財源化を進めると共に、地方の自主性・自立性に基づき見直しを行うこと。
2. 税財源対策等、県民市民に負担を求める制度の検討に当たっては次の事項に配慮すること。
 - (1) 法定外目的税や外形標準課税の検討に当たっては、税制は、民主主義の根幹であり、慎重を期して対応すること。
 - (2) また、検討にあたっては、単に地方単位で実施するのではなく、全国的な立場で検討を行い、関係者の理解の上に立って対応すること。
 - (3) 検討に当たっては、県民（市民）に「わかりやすく、公平に」を基本に、過程を含めて、検討状況が明確となるよう進めること。
 - (4) 炭素税の検討にあたっては、県民（市民）の合意形成の課程で、県民のCO₂削減の推進はもとより、環境問題を考える機会となるよう工夫すること。また、新たな税制を検討するにあたっては、目的・効果をはっきりさせるとともに、広範な県民（市民）の論議を展開すること。

4. 簡素で簡便な行政サービス

【要求と提言】

(行政サービスの向上)

1. 行政サービスが市民にとって簡単便利に受けられるよう次により検討を行うこと。
 - (1) IT化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。
 - (2) デジタル・ディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。
 - (3) 出張所等や主要駅構内への行政サービスコーナーの設置をはじめ、民間を含めた機関への委託のあり方などを検討すること。
 - (4) 県民・市民協働の行政サービスを提供するためにも、各自治体においては、町会・自治会等の地域コミュニティーを重視した施策を展開すること。
2. 指定管理者制度において事業者を含む団体の指定にあたっては、透明性・公平性を確保するとともに、雇用の悪化、サービスの低下をもたらさないようにすること。雇用については、指定に伴う従前の雇用者への配慮や、協定〈契約〉上で労働関係法の遵守等を条件とすること。
3. 公共サービス基本法の成立により、行政改革と効率化の名のもとで歳出削減が優先され、利用者の安全性の確保が失われてしまうことのないよう推進すること。また、業務

委託によって、サービスの低下をきたさないようにするための、責任の明確化を行うこと。

(情報公開)

4. 行政の情報を一層公開し、行政の信用・信頼を向上させるため、情報公開に積極的に取り組むこと。

(1) 情報公開にあたっては、意思形成過程の文書公開など対象の更なる拡大を行い、不開示情報は最小限にとどめること。

(2) 行政の各種審議会をはじめ、会議公開を積極的に、かつ速やかに行うこと。

(評価システムと監査制度)

5. 評価システムの確立

行政の執行にあたってその施策が目的にかなっているか、県民・市民のためになっているかを的確に評価し、施策の展開に生かしていくための評価システムを確立すること。また、評価システムの基準とその結果をわかりやすく公表すること。

6. 監査の運用

外部監査からの報告積極的に活用した行政サービスを行うこと。

5. 公務員の労働基本権確立

【要求と提言】

1. 責任と権利のバランスを保つ中で労働基本権の回復を図ることを国に求めること。

憲法28条は、公務員を含むすべての勤労者に労働基本権（団結権・団体交渉権・争議権）を保障し、労使が対等の立場で労働条件と決定することを原則としている。

現在、政府において検討中の、国家公務員の自律的労使関係の導入に係わる「国家公務員制度改革関連法案」については、早期成立を国に働きかけること。また、「地方公務員法」についても、遅れることなく改正がなされるよう、国に積極的に働きかけること。

2. 地方公共団体は、新たな民間的経営手法、政策評価システムの導入、NPOとの連携、PFIによる経営手段が求められているが、一方で、公共が揺らぐおそれがある。揺らぎを防ぐ意味に於いても、公務に従事している職員とのコミュニケーションが非常に重要となる。従って、地公法55条3項による管理運営事項に係る勤務条件等については、交渉と併せ「労使間で協議する場」を設置し、労使での話し合う機会を拡大すること。

3. 特権的な「キャリア制度」「天下り人事」の廃止など、公正、中立、透明かつ民主的な公務員制度を改革を行うこと。

また、第三セクター等については、事業内容・財務情報・債務状況等についての情報を公開すること、また、組織形態の変更にあたっては、その場所で働くプロパー社員や非正規従業員の雇用の確保を行うこと。

4. 県民・市民のニーズに従い執行する、よりよい公共サービスが提供できる公務員制度への改革を図ること。

5. 公務員の人事管理は、公明・透明な基準により職務・職制で処遇すること。

公務員の人事処遇は、職務・職責に応じて処遇するものとし、処遇基準の設定に当たっては、労働組合の参加の中で定め、昇進・配置を行う必要がある。

従って、公平・公正性、透明性、納得性、客観性のある基準を定めて評価するものとし、苦情処理制度を設置するなど検討を行うこと。

6. 効果的・効率的行政の運営を図るため、次の措置を講じること。

(1) 公務能率を推進するため、市民・職員参加による「行政運営推進委員会」を設置し

検討を行うこと。

(2) 時代に即応した人材を育成する観点から、民間人の登用、職員の部外研修等を推進すること。

(3) 福祉・医療関係等の専門職を育成すること。

7. 消防職員に団結権を付与するとともに、県は「消防職員委員会」の民主的運営を図ること。また、労働基準法の遵守、安全衛生委員会の機能強化など市町村への指導を強めること。

6. 政治への市民参加の促進

【要求と提言】

1. 投票機会を拡大するため、投票時間、手続き、投票所周知などにより、投票率の向上を図ること。

県・各自治体の選挙管理委員会は、投票率向上のため、期日前投票などの投票所を、利便性が高く投票しやすい場所に設置すること。

2. 選挙権・被選挙権の年齢制限を、18歳以上へと引き下げるよう国に求めること。

3. 永住外国人の地方参政権のあり方について、検討を行うこと。

7. 県民（市民）に親しみやすく、わかりやすい議会運営

【要求と提言】

1. 議会と行政とが真に緊張ある体制を確立し、わかりやすい議会、開かれた議会運営のための措置を行うこと。とりわけ、議会基本条例については、県民・市民の思いを反映するよう運用すること。

2. 県民・市民に開かれた議会とするため次の措置を行うこと。

(1) 議会における建議・運営・審議状況については、事前に市民にわかるよう公開できる体制を確立すること。

(2) 審議状況については、委員会審議を含めて公開することを原則にし、議事録についても即日開示できるシステムを構築すること。

(3) 住民参加の重要な機会である委員会等の傍聴に関して、受付時刻も含め、現行のルールの見直しを行い、より開かれたものとする。

3. 地方分権に伴う条例制定権確立に向けて、議会局を質・量ともに充実すると共に政策スタッフを充実・強化し、議員提案の環境整備と、その結果を県民・市民に周知すること。

8. 「災害復興・再生」・「神奈川県防災対策の見直し・強化」政策

【要求と提言】

1. 被災地への支援体制について、県民・市民もボランティアとして支援に参加したい意識を強く持っていることから、県は、市民ボランティアのためのコーディネーター役を果たし、体制を確立すること。

2. 被災地の自治体と連携した、被災地の物品の紹介・販売等を行い、生活支援に繋げる
こと。
3. 新たな防災対策の検討については、関連するNPO団体や、市民を構成員に加えた体
制にすること。
4. 神奈川県内の行政サービスについても、変化する社会・産業・雇用・生活に機敏に反
映させ柔軟な対応・対策を行うこと。